

平成十四年環境省令第二十九号

土壤汚染対策法施行規則

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）及び土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の規定に基づき、並びに同法第二百九条第四項の規定を実施するため、土壤汚染対策法施行規則を次のように定める。

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。

一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設（法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）を設置していた者である場合（同項ただし書の確認を受けた場合を除く。）当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日

二 当該土地の所有者等が法第三条第三項の通知を受けた者である場合（法第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。）当該通知を受けた日

三 法第三条第一項ただし書の確認が取り消された場合 第二十一条の通知を受けた日

法第三条第一項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状

況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「土壤汚染状況調査の対象地」という。）において土壤の汚染状態が第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成四年法律第五十一号 第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項の土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

五 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。以下同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。以下同じ。）の交付番号

六 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。（土壤汚染状況調査の方法）

第二条 法第三条第一項の環境省令で定める方法は、次条から第十五条までに定めるとおりとする。

（土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第三条 土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類（特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げるものである場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとす。）について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類

二 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三 申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行うものとする。

一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号に規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。）

第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとす。）について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類

二 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三 申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行うものとする。

一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号に規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。）

第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有

する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。）

第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有

する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。）

第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有

する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。）

第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第六条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有

する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。）

第十条の二に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において試料採取等対象物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

三 前二号に掲げる土地以外の土地

（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定）

第四条 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壌汚染状況調査の対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあつては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小くなるように回転させて得られる線により、土壌汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された土壌汚染状況調査の対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができ。ただし、当該一の単位区画を土壌汚染状況調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画
二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特

定有害物質」という。）である場合 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める単位区画

（１）第一項の規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画する線であつて起点を通るものと引かれた線により分割されたそれぞの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

（２）三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内に一部対象区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める単位区画

（１）三十メートル格子内に一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内に一部対象区画のうちいずれか五区画

（２）三十メートル格子内に一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画しくは第四条第三項の命令又は同条第二項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更（法第三条第七項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に係る部分のうち最も深い位置の深さ（以下「最大形質変更深さ」という。）より一メートルを超える深さ）にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合に

は、当該単位区画（第六条第一項第一号に基づき土壌ガス調査を行う場合であり、かつ、三十メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも一の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより一メートル以内の深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画を除く。）について試料採取等の対象としないことができる。

（第三条第六項第三号に掲げる場合の土壌汚染状況調査の対象地が複数ある場合等の区画の特例）

第五条 調査実施者は、土壌汚染状況調査を行う場合において、当該土壌汚染状況調査に係る土地の区域内に当該土壌汚染状況調査の対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある土壌汚染状況調査の対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある土壌汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 調査実施者は、土壌汚染状況調査を行う場合において、当該土壌汚染状況調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壌汚染状況調査があるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該過去に行った土壌汚染状況調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壌汚染状況調査の対象地を区画することができる。

（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の実施）

第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壌について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

一 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）

二 第二種特定有害物質 土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量

調査」という。）並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）

三 第三種特定有害物質 土壌溶出量調査 土壌ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取等区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。

二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

三 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五十センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ五十センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取すること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合又は同条第二項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

二 前号本文の規定により表層の土壌及び深さ五十センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取した場合にあつては、当該土壌を、同じ重量混合すること。

三 第四条第三項第二号の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料

採取等区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合に、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。

二 前号の規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における調査対象地に係る任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

（第三項第六項第三号に掲げる場合の三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

第七条 調査実施者は、第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含

有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

3 前条第五項の規定は、前二項の規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。

（第三項第六項第三号に掲げる場合の土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定）

第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この条、次条及び第十四条において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この条、次条及び第十四条において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

一 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

二 前号に掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第三条第一項の規定により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがある土壌と認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類のおおむねに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類

三 第一号に掲げる試料採取等対象物質が別表第一の下欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類のおおむねに該当する場合にあっては、

は、同表の当該該当する特定有害物質の種類（第一号に掲げるものを除く。）

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壌（イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。ただし、法第三項第八項若しくは第四項第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前項に規定する検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 汚染のおおむねが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおおむねが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおおむねが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

ロ 汚染のおおむねが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおおむねが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおおむねが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおおむねが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおおむねが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

ニ 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内の帯水層の底面がある場合に限る。）

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

（第三項第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の結果の評価）

第九条 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、代表地点において前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壌

の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 少なくとも一の代表地点において土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるものを除く。）

二 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき

2 前項の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該各号に定める単位区画とみなす。

一 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるものを除く。）

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき

2 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壌溶出量基準に適合したとき

土壌溶出量基準に適合したとき

土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるものを除く。）

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき

三 土壌含有量基準に適合しなかったとき

土壌含有量基準

（第三項第六項第三号に掲げる場合の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地にお

ける都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条 調査実施者は、法第五条第一項の命令

(令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限り。)に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。

一 令第三条第一号イに該当する場合

イ 調査対象地において基準不適合土壤(土壤溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。)が存在することとが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壤の採取を行うこと。

(1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤

(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壤)

(ロ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壤)

(ハ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壤(地表から

汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤を除く。)

(2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤

(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壤及び深さ五十センチメートルから五十センチメートルまでの土壤)

(ロ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壤(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤を除く。)

(ハ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壤

ハ この号ロ(2)イ 括弧書の規定により土壤を採取した場合にあつては、採取された表層の土壤及び深さ五十センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

ニ この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

二 令第三条第一号ロに該当する場合
イ 調査対象地において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において前号ロ及びハの規定により採取

され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

2

前項第一号ニ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、調査対象地の区域(次に掲げる単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 単位区画の全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域

二 単位区画の中心(第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。)において前項第一号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域

3

ことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第一号ロの土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、前項第二号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う第一項第一号ロの土壤の採取をもつて、前項第二号に規定する土壤の採取に代えることができる。

第十條の二 第三條第六項第一号に掲げる場合における土壤汚染状況調査

は、次の各号のとおりとする。

一 第四條第一項及び第二項並びに第五條に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三條第六項第一号に係る対象地(以下この条及び第十四條の二において「調査対象地」という。)の最も離れた二つの単位区

画を含む三十メートル格子(調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子)の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画)について、

試料採取等の対象とすること。ただし、第四條第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下「九十メートル格子」という。)のうち一の九十メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九十メートル格子ごとに、当該九十メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。

三

前号の規定にかかわらず、法第三條第八項若しくは第四條第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四

調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心(当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。)において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壤の採取を行うこと。ただし、法第三條第八項若しくは第四條第三項の命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が第二号に規定する九十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる

地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

- (1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌
- (2) 深さ一メートルから十メートルまでの土壌

一メートルごとの土壌

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められ、地層の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内にない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌）

五 前号イ（一）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること

六 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること

2

前項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次の各号に掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

一 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

二 次のいずれかに該当する土壌であること。

イ 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壌であること。

ロ 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であることが第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

3

盛土又は埋め戻しに使用した土壌の掘削を行った土壌の汚染状態	調査対象地の汚染状態
土壌溶出量基準に適合しないものであつて、土壌含有量基準に適合するもの	土壌溶出量基準に適合しないものであつて、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準に適合するものであつて、土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準に適合するものであつて、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの

調査実施者は、自然由来盛土等に使用した土壌があるときは、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、自然由来盛土等において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壌の汚染状態が均一であることとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができること。

イ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合

当該三十メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画

ロ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合

一メートルごとの土壌

四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

一 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの土壌

一メートルごとの土壌

ロ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかである場合

この号イの土壌のうち当該自然由来盛土等の土壌（この号イの土壌が当該自然由来盛土等の土壌でない場合にあつては、当該自然由来盛土等の土壌の任意の位置の土壌）

前号の規定にかかわらず、法第三項第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうちの最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。ただし、同号ただし書に基づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壌が自然由来盛土等の土壌の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わなければならないこと。

六 第四号イ（一）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること

七 第四号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること

四 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前三項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもつて、前三項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

五 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

6

第三項第七号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 自然由来盛土等に使用した土壌がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該測定に係る

5

第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第三項第七号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 自然由来盛土等に使用した土壌がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該測定に係る

4

調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前三項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもつて、前三項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第三項第七号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 自然由来盛土等に使用した土壌がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該測定に係る

調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前三項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもつて、前三項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

る単位区画を含む三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

二 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

7 前二項の規定にかかわらず、第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は第四項の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画、第十四条の二第一項第一号において同じ。）の土地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。

一 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

二 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかつたとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壌溶出量基準に適合しなかつたとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

四 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかつたとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

五 第二溶出量基準に適合しなかつたとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

8 第五項の規定にかかわらず、三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域

内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この項及び次項において同じ。）において第一項第四号から第六号までの規定により第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第一項第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

一 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

二 土壌溶出量基準に適合しなかつたとき、土壌含有量基準に適合しなかつたとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壌溶出量基準に適合しなかつたとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

四 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかつたとき（第六号に掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

五 第二溶出量基準に適合しなかつたとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

六 第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかつたとき 第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

9 第一項第四号、第三項第四号又は前項の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合に

は、これらの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行うこれらの規定の土壌の採取をもって、これらの規定の土壌の採取に代えることができる。

（第三条第六項第二号に掲げる場合の公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査）

第十條の三 第三条第六項第二号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第二号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項に規定する命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さのみみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壌の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

イ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

ロ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画

三 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第三項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第

二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合においては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合 この号イ（1）から（3）までに掲げる土壌のうち当該埋立層等内の土壌（この号イ（1）から（3）までに掲げる土壌が当該埋立層等内にある場合にあつては、当該埋立層等内の任意の位置の土壌）

四 前号イ（1）（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

五 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第三

2 項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第三号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行う同号の土壤の採取をもつて、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

（土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略）

第十一条 調査実施者は、第三条から第八条まで及び前三条の規定にかかわらず、これらの規定による土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、土壤汚染状況調査の対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、全ての特定有害物質）について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条の二第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められ

る部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

（試料採取等を行う区画の選定等の省略）

第十三条 調査実施者は、第三条第六項第三号に掲げる場合において、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十三条の二 調査実施者は、第三条第六項第二号に掲げる場合において、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）が埋め立てられて

いる場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものにあつては、土壤溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第十四条 調査実施者は、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。

二 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

三 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないものであること。

2 前項第一号の規定により試料採取等を行わなかったときにあつては、試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。この項において同じ。）又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行わなかったときにあつては、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が前項第二号又は第三号に掲げるものに該当する単位区画にあつては、当該測定に係る土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出

された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであつた単位区画

二 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた単位区画

三 第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画

四 第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画

五 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであつた地点を含む単位区画

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 第十条の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地（第十条の二第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メー

トル格子内の調査対象地）又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の第三第一項第五号の測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該各号に掲げる測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第十条の二第二項第六号若しくは同条第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が全て土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

二 第十条の三第三項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が全て土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

（法施行前に行われた調査の結果の利用）

第十五条 土壤汚染状況調査の対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで又は第十条から第十条の三までの規定による試料採取等と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壤の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

四 確認を受けようとする土地の場所

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することとが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

三 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であつた土地（鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされ

ているものに限る。）（第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。）であること。

4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

第十七条 法第三条第三項の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

（有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関し通知すべき事項）

第十八条 法第三条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 法第三条第一項の報告を行うべき期限

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第十九条 法第三条第五項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日

三 利用の方法を変更しようとする土地の場所

四 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法

2 前項の届出書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所）

第二十條 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第一項第三号の土地の場所について行うものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知）

第二十一条 都道府県知事は、法第三条第六項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

第二十一条の二 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。

第二十一条の三 法第三条第七項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十一条の四 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更

二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であつて、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壌汚染状況調査の命令)

第二十一条の五 法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第三条第八項の規定による土壌汚染状況調査の対象となる土地の場所
二 法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第三条第八項の命令に係る報告)

第二十一条の六 法第三条第八項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三条第八項の命令を受けた年月日

三 土壌汚染状況調査を行った場所

四 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

八 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

九 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最

大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二条

法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出)

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為
イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
ニ 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの
三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの
四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)

第二十五条の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(法第四条第二項の調査の結果の提出)

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土壌汚染状況調査を行った場所

三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最

準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

八 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

九 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最

準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十一 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十二 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十三 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十五 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十六 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十七 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十八 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

十九 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

2

前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によつて汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

五 前三号に掲げる土地と同程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準

又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(法第四条第一項の届出に係る土地における土壌汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第四条第三項の命令に係る報告)

第二十七条 法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第四条第三項の命令を受けた年月日

三 土壌汚染状況調査を行った場所

四 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよりメートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

八 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

九 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよりメートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準)

第二十八条 令第三条第一号イの環境省令で定める基準は、土壌溶出量基準とする。

2 令第三条第一号ハの環境省令で定める基準は、土壌含有量基準とする。

(地下水の水質の汚濁に係る限度)

第二十九条 令第三条第一号イの環境省令で定める限度は、地下水基準とする。

(地下水の利用状況等に係る要件)

第三十条 令第三条第一号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染(地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。)が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。

一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナ

二 地下水を水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く)、同条第四項に規定する水道用水供給事業者若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

三 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナ、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

(法第五条第一項の命令に係る報告)

第三十条 法第五条第一項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第八による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第五条第一項の命令を受けた年月日

三 土壌汚染状況調査を行った場所

四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

六 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

八 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

(区域の指定に係る基準)

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域 当該要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置(法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。以下

同じ。)(法第六条第五項において準用する場合にあっては、当該要措置区域において講じられた実施措置(法第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。以下同じ。))を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示)

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)

第三十四条 法第七条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 汚染の除去等の措置(法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)を講ずべき要措置区域の場所

二 汚染除去等計画(法第七条第一項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。)を提出すべき期限

2 法第七条第一項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第一項第一号の要措置区域の場所は、当該要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

4 第一項第二号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第三十五条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質若しくは特定有害物質を

含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従って同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従って同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出

法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壤の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。

3 前二条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第二項中「当該要措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壤汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。

（指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）

第三十六条 指示措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

2 都道府県知事が、自らが行う担保権の実行行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第七条第一項の規定により当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない場合にあつては別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土

壤含有量基準に適合しない場合にあつては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。

3 法第七条第一項第一号の環境省令で定める指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

（汚染除去等計画の記載事項）

第三十六条の二 法第七条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地

三 実施措置を選択した理由

四 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあつては、土壤その他の試料の採取を行った地点並びに日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

五 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について、試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

六 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあつては、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置

七 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置

八 実施措置の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壤を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係

十一 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあつては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壤溶出量調査及び土壤含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壤の使用法

十二 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあつては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壤の使用法

十三 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

（汚染除去等計画の提出）

第三十六条の三 法第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、様式第九による汚染除去等計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあつては、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

（軽微な変更）

第三十六条の四 法第七条第三項の環境省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 実施措置の着手予定時期の変更

二 実施措置の完了予定時期に係る変更であつて、法第七条第一項本文の規定により都道府県知事が示した措置を講ずべき期限までのもの

三 基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置であつて、当該措置と同等以上の効果を有するもの

四 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項に係る変更

（変更後の汚染除去等計画の提出）

第三十七条 法第七条第三項の変更後の汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第一項各号に掲げる事項を記載した様式第九による計画を提出して行うものとする。

（汚染除去等計画の変更の命令）

第三十八条 法第七条第四項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（実施措置に係る技術的基準）

第三十九条 法第七条第四項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第四十一条に定めるところによる。

（実施措置の実施の方法）

第四十条 別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壤入れ換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第八に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講ずるものとする。

一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。

二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の

拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

三 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあつては、環境大臣が定める方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。

四 要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(廃棄物埋立護岸において造成された土地における実施措置)

第四十一条 次に掲げる基準に従い港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同条第一項に規定する港灣管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する基準

(実施措置を講ずべき旨の命令)

第四十二条 法第七条第八項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(工事完了の報告及び実施措置完了の報告に係る手続)

第四十二条の二 法第七条第九項の報告は、次項から第四項までに定めるところにより行うものとする。

2 次の各号に掲げる措置の実施が完了した場合において、様式第十による報告書を提出して行うものとする。

一 別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

二 別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

三 別表第八の四の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項下欄第二号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚

染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合

四 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域において実施措置を講じた場合であり、別表第八の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了した場合

五 別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

六 別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合

前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 要措置区域の所在地

三 実施措置の種類

四 実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了した時期

五 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

六 第三十六条の四第三号に規定する軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置

七 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める工事完了の報告事項

実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合において、次に掲げる事項を記載した様式第十一による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 要措置区域の所在地

三 実施措置の種類

四 実施措置の着手時期及び実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期

五 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める実施措置完了の報告事項

前二項の報告書には、実施措置が講じられた要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

二 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。

イ 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ 掘削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の

飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限定。）

ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限定。）

ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第八の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限定。）

ヘ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の

上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの（別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄の第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。）（土地の形質の変更の例外）

第四十三条の二 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壤が当該他の要措置区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第四十四条 第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域の所在地
- 三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- 四 前号の地下水位の観測の結果
- 五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ
- 六 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 前項第三号の井戸の構造図
- 二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面
- 三 前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類
- 四 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号ロの確認をするものとする。

都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなつたとき又は前項の報告がなかつたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第四十五条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類
- 四 土地の形質の変更の場所
- 五 土地の形質の変更の施行方法
- 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- 七 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 八 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 九 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
- 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 三 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第三号の確認をするものとする。

- 一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。
- 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していること。
- 三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして適当であると認められること。

（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第四十六条 第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類
- 四 土地の形質の変更の場所
- 五 土地の形質の変更の施行方法
- 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- 七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている実施措置
- 八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 十 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、第四十八条第二項第五号、

第四十九条第一項第六号、第五十一条第一項第十号、第五十二条の二第二項第三号及び第五十二条の四第一項第七号において同じ。）をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
- 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第十号から第十三号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合に

において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。
(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)

第四十八条 法第十二条第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

二 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

三 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

四 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

六 自然由来等形質変更時要届出区域(法第十八条第二項に規定する自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)から搬出された自然由来等土壌(同項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。)を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類

ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについて、当該土地の所有者等の同意書

別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(施行管理方針の確認の申請)

第四十九条の二 法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げ

取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができ

第四十九条 法第十二条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地

三 土地の形質の変更の完了予定日

四 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

五 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

六 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

七 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(施行管理方針の確認の申請)

第四十九条の二 法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げ

る事項を記載した様式第十六による申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十二条第一項第一号の土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(以下「施行管理方針」という。)の確認に係る形質変更時要届出区域の所在地

三 次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法

四 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法

五 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等によることが確認された場合における対応方法

六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

七 前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図

二 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面

三 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当することを証する書類

四 施行管理方針の確認に係る土地を次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

五 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類

六 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての同意を得たことを証する書類

(施行管理方針に係る基準)

第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一 施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。

二 次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

施行管理方針の確認に係る土地

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

土地の土壌の汚染の状況の形質の変更の方法

二 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日まで公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）の土壌に由来する土地であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が		人為等に由来する土地	第二号に掲げる土地
第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地
第五号に掲げる土地	第五号に掲げる土地	第五号に掲げる土地	第五号に掲げる土地

三 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）の土壌に由来する土地		人為等に由来する土地	第二号に掲げる土地
第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地
第五号に掲げる土地	第五号に掲げる土地	第五号に掲げる土地	第五号に掲げる土地

二 土地の形質の変更の施行方法 （土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日） ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置 ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態 （汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件） 第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。 イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の土壌に由来する		第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地
三 土地の形質の変更の施行方法 （土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日） ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置 ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態 （汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件） 第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。 イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の土壌に由来する		第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地

二 土地の形質の変更の施行方法 （土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日） ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置 ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態 （汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件） 第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。 イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の土壌に由来する		第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地
二 土地の形質の変更の施行方法 （土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日） ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置 ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態 （汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件） 第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。 イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の土壌に由来する		第三号に掲げる土地	第三号に掲げる土地

成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等によって来ず、それが無い土地、第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壌汚染状況調査若しくは第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、人為等によって来ずる土地でないと認められる土地であること。

(法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件)

第四十九条の五 法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十八条第一項第一号の工業専用地域（港湾法第三十九条第一項の規定により指定された分区分であつて、同法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の条例により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（わ）項に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域以外の区域を除く。）又は港湾法第三十九条第一項第三号の工業港区（都市計画法第八十八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。）であつて港湾法第四十条第一項の条例により建築基準法別表第二（わ）項に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域（以下「工業専用地域等」という。）であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十条 法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

イ 一次のいずれにも該当しない行為

ロ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯

水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

二 他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更による自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更による一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更による使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更による自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

二 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために、土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。

イ 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ 掘削に当たつて水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の

飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

2 第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第四十六条の規定は、第一項第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第一号ロの確認に係る要措置区域が法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項第一号ロの確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。

5 第一項第一号ロの確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号ロの確認に係る要措置区域とみなす。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の所在地

三 土地の形質の変更の種類

四 土地の形質の変更の場所

五 土地の形質の変更の施行方法

六 土地の形質の変更の着手日

七 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により

て、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

十一 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「をしようとする」とあるのは、「をしよう」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第五十二条 第四十八条第二項及び第三項並びに前条第一項（第八号及び第九号を除く。）の規定は、法第十二条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八条中「をしようとする」とあり、及び前条第一項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第七号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第五十二条の二 法第十二条第四項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 法第十二条第四項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行つた土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌についた土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法によ

り、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類

ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

ハ 土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用したことについての当該土地の所有者等の同意書

3 第一項の届出書には、施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあっては、当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出期間)

第五十二条の三 法第十二条第四項の環境省令で定める期間は、一年とする。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第五十二条の四 法第十二条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地

三 土地の形質の変更の施行方法

四 土地の形質の変更の着手日

五 土地の形質の変更の完了日

六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、次条の届出の日及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

七 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について、試料採取等の対象となつた場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあっては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

八 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

2 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内外の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあっては、その旨、当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌の搬入若しくは土壌の搬出を行った場所並びに第四十条第二項第三号に定める方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出)

第五十二条の五 土地の所有者等は、施行管理方針の確認を受けた土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合は、次に掲げる事項を記載した様式第十八の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地

三 人為等に由来することが確認された土地の場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場所

四 人為等に由来することが確認された土地の土壌の特定有害物質の種類又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された特定有害物質の種類

五 人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された年月日

六 飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

2 前項の届出書には、土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(施行管理方針の変更の届出)

第五十二条の六 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十九条の二第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第十六の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

2 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十九条の二第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、遅滞なく、様式第十六の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

(施行管理方針の廃止の届出)

第五十二条の七 土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようとするときは、次の掲げる事項を記載した様式第十九の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地

三 施行管理方針を廃止する場所

四 施行管理方針の確認を受けた年月日

五 施行管理方針を廃止する理由

六 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態

八 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する

る汚染のおそれがある場合にあっては、当該特定有害物質の種類

2 前項の届出書には、法第十二条第四項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

(施行管理方針の確認の取消し)

第五十二条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すことができる。

一 施行管理方針が第四十九条の三の基準に適合しなくなったとき

二 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当しなくなったとき

三 土地の形質の変更をした者が法第十二条第四項の届出を行わなかったとき

2 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消した場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第五十三条 法第十二条第五項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更(施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。)の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第五項第十号又は第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第五項第十二号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、

その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第五十三条の二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壌が当該他の自然由来等形質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

2 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の形質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

(指定の申請)

第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第二十による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る土地の所在地
- 三 申請に係る調査における試料採取等対象物質
- 四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分

析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

第五十六条 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る土地の周辺の地図
- 二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- 三 申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 四 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- 五 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がある場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第二十一による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(台帳)

第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2 法第六条第一項の規定により要措置区域が指定された場合、又は法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)の全部又は一部の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等の全部又は一部の帳簿及び図面を台帳から消滅し、法第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域(以下「指定解除要措置区域」という。)又は法第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域(以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。)に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならない。

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その

様式は、要措置区域にあつては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあつては様式第二十三のとおりとする。

- 一 要措置区域等に指定された年月日
- 二 要措置区域等の所在地
- 三 要措置区域等の概況

四 法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、その旨

五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 要措置区域等内の土壌の汚染状態並びに第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壌汚染状況調査(法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。第七項第一号において同じ。)の結果により法第六

条第一項 第十一条第一項又は第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由

七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関(法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査)による調査を行った者)の氏名又は名称

八 要措置区域(土壌溶出量基準に係るものに限る。)にあつては、地下水汚染の有無

九 形質変更時要届出区域であつて法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置

十 自然由来特例区域(形質変更時要届出区域(自然由来盛土等に使用した土壌がある区域を含む。)であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を

除く。))による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)をいう。)にあつては、その旨(自然由来盛土等に使用した土壌がある区域である場合にあつては、その旨を含む。)

十一 埋立地特例区域(形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであつて、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。)にあつては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までには公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等により由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等により由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等により由来する土地でないことと認められるもの

十二 埋立地管理区域(形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のいずれかに該当すると認められるものをいう。)にあつては、その旨

イ 工業専用地域内にある土地

ロ イに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利

- 用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたる第三十条の要件に該当しないと認められるもの
- 十三 臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であつて、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土地の区域をいう。第七項第五号において同じ。）にあつては、その旨
- 十四 土地の形質の変更の実施状況
- 指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域（以下「指定解除要措置区域等」という。）に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 指定解除要措置区域等に関する前項各号までの事項
- 二 要措置区域等の指定が解除された年月日
- 三 要措置区域等の指定が解除された理由となつた汚染の除去等の措置
- 四 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨
- 七 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。
- 一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 二 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合は当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置を明らかにした図面
- 三 別表第八の一の項第二号、一の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 四 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面
- 五 臨海部特例区域にあつては、次に掲げる図面
- イ 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
- ロ 施行管理方針の確認に係る土地を第四十条の三第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
- ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等によつて確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあつては、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等によつて確認された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面
- ニ 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行つた場合であり、第五十二条の二第三項の規定により図面を添付したときは、当該区域の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更を行つた場合にあつては、実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 八 法第十六条第一項の調査（第六十条第一項第三号において「認定調査」という。）を行つた場合にあつては、土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 九 要措置区域等の周辺の地図
- 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。
- 一 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面
- 二 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面
- 三 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面
- 九 台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果
- 二 別表第八の一の項第二号、一の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
- 四 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果その他の調査の結果に関する事項
- 五 法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針
- 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。
- （搬出しようとする土壤の調査）
- 第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。
- 一 要措置区域等内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（次項、次条並びに第六十条第一項第四号及び第三項第一号において「掘削前調査の方法」という。）
- 二 要措置区域等内の土地の土壤を掘削した後、に当該掘削した土壤を調査する方法（次項、第五十九条の三並びに第六十条第一項第五号及び第三項第二号において「掘削後調査の方法」という。）
- 掘削前調査の方法は次条に定めるとおりとし、掘削後調査の方法は第五十九条の三に定めるとおりとする。
- 2
- （掘削前調査の方法）
- 第五十九条の二 指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。
- 2 指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。
- 一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査において試料採取等の対象としなかつた特定有害物質の種類について、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあるときと認められる場合
- 二 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壤により、当該要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれが生じたときと認められる場合又は当該要措置区域等外から土壤が搬入されたかどうか明らかでないときと認められる場合
- 三 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壤により、当該要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれが生じたときと認められる場合
- 四 掘削対象地を含む要措置区域等の指定の日から一年ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第二十四による届出書に、当該要措置区域等外から土壤が搬入された場合にあつては当該土壤の場所を明らかにした図面を添付して、都道府県知事に届け出た場合
- 五 当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含

有量基準に適合しないと認められる当該特定有害物質の種類

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 掘削対象地を含む要措置区域等の所在地

(3) 掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日

(4) 掘削対象地を含む要措置区域等外からの土壌の搬入の有無

(5) 掘削対象地を含む要措置区域等外から土壌が搬入された場合にあつては、搬入された年月日、土壌の量並びに第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該要措置区域等に搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(6) 掘削対象地を含む要措置区域等外から搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合する場合にあつては、当該土壌の管理方法

ロ イ以外の場合 全ての特定有害物質（当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類、前二号及びこの号イに定める特定有害物質の種類並びに前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類

指定調査機関は、掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項に基づき土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあつては、第四条第一項及び第二項に準じて土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位

区画）に区画する方法により区画するものとする。

4 指定調査機関は、前項の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類並びに第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 掘削対象単位区画

二 第二項第三号ロに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める掘削対象単位区画（前項に掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）

イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前項の規定により掘削対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）における掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあつては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める掘削対象単位区画

(1) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画

(2) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある全ての掘削前調査一部対象単位区画

5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壌の採取を行うものとする。

一 表層の土壌

二 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

三 地表から深さ五十センチメートルの土壌

四 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌

五 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）

六 掘削の対象となる部分の深さの土壌

七 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあつては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌

八 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号までに掲げる土壌に当該地層が含まれないときは、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）

6 指定調査機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行わないことができる。

一 第二項第三号イの規定により、掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壌（土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものに限る。）について都道府県知事に届け出た場合であり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合

当該土壌（浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壌をいう。）、法第十六条第一項の規定による都

道府県知事が認めた土壌及び第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により測定した結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していると認められる土壌を含む。）

二 土壌汚染状況調査の結果又は別表第八の一の項第二号、一の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む要措置区域等内の土地の土壌のうち 特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌があり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合 当該土壌

三 別表第八の五の項に規定する目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域等内に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壌（当該土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを確認した場合に限る。）で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壌が適切に管理されている場合 当該埋め戻した土壌

7 指定調査機関は、第五項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

8 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあつては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五項の規定により採取された土壌（前項に規定する場合には、前項の規定により混合された土壌）を、第五項第一号から第八号までに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合するものとする。

9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあつては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあつては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同項第七号の場合における汚染のお

それが生じた場所の位置の土壤及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤（地表から深さ五十センチメートルの土壤並びに第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定するものとする。

10 指定調査機関は、第四項第二号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前項の測定において、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内に係る掘削対象単位区画において、第五項、第六項及び前項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができる。

（掘削後調査の方法）

第五十九条の三 指定調査機関は、前条第一項に定めるところにより、掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該把握した情報により、当該掘削対象地において、同条第二項に定めるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

2 指定調査機関は、掘削対象地を、前条第三項に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壤の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壤を掘削するものとする。

3 指定調査機関は、前項の規定により掘削した土壤が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壤汚染状況調査において第四条第二項の規定により隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあっては、同

項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあっては、百三十立方メートル以下ごと）に区分するものとする。

4 指定調査機関は、前項の規定により区分されたそれぞれの土壤（以下「ロット」という。）について、次に掲げる場所により、試料採取等の対象とするものとする。

一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質並びに前条第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壤を含む全てのロット

二 前条第二項第三号ロに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるロット

イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか一のロット

ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定めるロット

（一）掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が六以上である場合
（二）掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が五以下である場合
合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか一のロット

（二）掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が五以下である場合
合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか一のロット

5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壤が存在するおそれが多く認められる部分がある場合にあつては、当該部分）において掘削直後に、任意の五点の土壤を採取するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、指定調査機関は、前条第六項各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壤の採取を行わないことができる。

7 指定調査機関は、第五項の規定により採取された五点の土壤を、それぞれ同じ重量混合するものとする。

8 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうち二以上のロットが試料採取等の対象とされたロットである場合にあっては、当該二以上のロットに係る前項の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合するものとする。

9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤（第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあっては、第五項の規定により採取された五点の土壤のうち任意の一点の土壤）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定するものとする。

（搬出しようとする土壤に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 要措置区域等の所在地

三 認定調査の方法の種類

四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壤について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 第五十九条の二第六項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤及び第五十九条の二第五項から第八項までの規定により採取され、若しくは混合された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同条第四項の掘削対象単位区画内の土壤（当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤を除く。）

二 掘削後調査の方法 前条第六項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤及び同条第九項の測定において同項の測定に係る土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係るロット

（汚染土壤の搬出の届出）

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第二十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面

二 土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第七七条の

登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

三 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し

四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類

五 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

六 汚染土壌を処理する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

ロ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令第十七条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第五号ロにおいて同じ。）の写し

七 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類

ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあつては、その旨を証する書類

八 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域であることを証する書類

第六十二条 法第十六条第一項第十号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日

三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

四 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

五 前条第二項第五号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

六 汚染土壌を処理する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地
ロ 処理の完了予定日
ハ 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項
イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日
ハ 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日（変更の届出）

第六十三条 法第十六条第二項の届出は、様式第二十七による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第六十一条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に都道府県知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出した場合の届出）

第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

三 汚染土壌の体積

四 汚染土壌の搬出先

五 汚染土壌の搬出の着手日

六 汚染土壌の搬出の完了日

七 汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあつては当該搬出の着手予定日

八 汚染土壌の運搬の方法

九 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称

十 汚染土壌の運搬の完了予定日

十一 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

十二 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

十三 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

十四 汚染土壌を処理する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地
ロ 汚染土壌を処理する施設の所在地
ハ 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
ニ 汚染土壌の処理の完了予定日
十五 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ロ 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日
十六 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地
ロ 搬出先の要措置区域等の所在地
ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日
二 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真

二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し

三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

四 保管施設の構造を記した書類

五 汚染土壌の処理を行う場合にあつては、次に掲げる書類

イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

ロ 汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

六 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 自然由来等形質変更時要届出区域の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類

ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

のとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

七 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更时使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を搬出先の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

(運搬に関する基準)

第六十五条 法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。

一 運搬は、次のように行うこと。

イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第二十三号の管理票をい

う。以下この条において同じ。)を備え付けること。

五 混載等については、次によること。

イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合(当該汚染土壌を法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。)は、この限りでないこと。

六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行つてはならないこと。

八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

(イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

九 第六号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

二 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつてその表層を固化すること。

ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

十 汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行つてはならないこと。

十一 汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者)以外に行つてはならないこと。

十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日(汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十二号口及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日)から三十日以内に終了すること。

十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならぬこと。

十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。

十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

(自然由来等形質変更時要届出区域に係る処理の委託の例外に関する基準)

第六十五条の二 法第十八条第一項第二号イの環境省令で定める基準は、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であるものとする。

自然由来等形質変更時要届出先(自然由来等形質変更時要届出区域)内の土地の汚染状態	汚染状態
土壤溶出量基準に適合しないもの又は、土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準に適合しないもの又は、土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準に適合しないもの又は、土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準に適合しないもの又は、土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準に適合しないもの又は、土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準に適合しないもの又は、土壤含有量基準に適合しないもの

の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所に委任された処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所に對してした申請等とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていぬものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていぬものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年九月二二日環境省令第二十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年二月一九日環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第二十一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二十二年二月二六日環境省令
第一号）
この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年七月八日環境省令第一三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月一日環境省令第二三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一〇日環境省令第二九号）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日環境省令第三号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月二七日環境省令第二九号）
この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年一月二八日環境省令第三号）
（施行期日）
この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前に改正法による改正前の土壤汚染対策法第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係るこの省令による改正前の土壤汚染対策法施行規則第一条から第十五条までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の土壤汚染対策法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十二條ただし書の規定は、平成三十一年四月一日から起算して三十日を経過する日以後の土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。次項において同じ。）に着手する者について適用する。

4 新規則第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十三条の規定は、平成三十一年四月一日から起算して十四日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年四月二日環境省令第一四号）

（施行期日）

第一条 この省令（以下「改正省令」という。）は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正省令第二条の規定の施行前に土壌汚染対策法（以下「法」という。）第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者（同項ただし書の確認を受けている場合であつて、改正省令第二条の規定の施行後に法第三条第六項の規定により当該確認を取り消され、又は同条第八項の規定による命令を受けた者を除く。）、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係る改正省令による改正前の土壌汚染対策法施行規則第七条第一項の地下水基準、第九条第一項第二号の第二溶出量基準、第三十一条第一項の土壌溶出量基準及び第三十一条第二項の土壌含有量基準の適用については、なお従前の例による。

2 改正省令第二条の施行前に法第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

3 改正省令第二条の施行前に土壌汚染対策法施行規則第六十条第一項の規定により法第十六条第一項の認定の申請をした者に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二八日環境省令第三一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲

内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三年三月二五日環境省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和四年三月二四日環境省令第六号）

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

附則（令和四年二月一六日環境省令第二六号）

この省令は、港灣法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

別表第一（第三条第二項及び第八条第一項関係）
特定有害物質の分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）

四塩化炭素	ジクロロメタン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
一・一・ジクロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
一・二・ジクロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン
クロロエチレン	クロロエチレン	クロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン

トリクロロエチレン、一・一・二・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン

別表第二（第七条第一項関係）
特定有害物質の種類地下水基準

六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
二クロロ一四・六・ビス（エチル・アミノ）ー一・三・五・トリアジン（以下「シマジン」という。）	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
N・N・ジエチル・チオカルバミン酸・S・四クロロベンジル（以下「チオベンカルブ」という。）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
エチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。

セレン及びその化合物

一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。

テトラクロロエチレン

一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。

テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）

一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。

一・一・一・トリクロロエタン

一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。

一・一・二・トリクロロエタン

一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。

鉛及びその化合物

一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。

砒素及びその化合物

一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。

ふっ素及びその化合物

一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下であること。

ベンゼン

一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。

ほう素及びその化合物

一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。

ポリ塩化ビフェニル

検出されないこと。

有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。）

検出されないこと。

別表第三（第九条第一項第二号関係）
特定有害物質第二溶出量基準の種類

カドミウム及びその化合物

一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。

六価クロム化合物

一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。

クロロエチレン

一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。

シマジン

一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。

シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロエタン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・一―ジクロエチレン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
一・三―ジクロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき三ミリグラム以下であること。
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素二十ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素三十ミリグラム以下であること。

ポリ塩化ビフ エニル	検液一リットルにつき〇・〇〇三 ミリグラム以下であること。
有機りん化合 物	検液一リットルにつき一ミリグラ ム以下であること。
別表第四（第三十一条第一項関係） 特定有害物質要件 の種類	
カドミウム及 びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム 〇・〇〇三ミリグラム以下である こと。
六価クロム化 合物	検液一リットルにつき六価クロム 〇・〇五ミリグラム以下であるこ と。
クロロエチレ ン	検液一リットルにつき〇・〇〇二 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこ と。
チオベンカル ブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミ リグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二 ミリグラム以下であること。
一・二―ジク ロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四 ミリグラム以下であること。
一・一―ジク ロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリ グラム以下であること。
一・二―ジク ロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミ リグラム以下であること。
一・三―ジク ロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタ ン	検液一リットルにつき〇・〇二ミ リグラム以下であること。
水銀及びその 化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇 〇〇五ミリグラム以下であり、か つ、検液中にアルキル水銀が検出 されないこと。
セレン及びそ の化合物	検液一リットルにつきセレン〇・ 〇一ミリグラム以下であること。
テトラクロロ エチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミ リグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六 ミリグラム以下であること。

一・一・一	検液一リットルにつき一ミリグラ
トリクロロエ	タン
一・一・二	検液一リットルにつき〇・〇〇六
トリクロロエ	タン
トリクロロエ	検液一リットルにつき〇・〇一ミ
チレン	リグラム以下であること。
鉛及びその化	検液一リットルにつき鉛〇・〇一
合物	ミリグラム以下であること。
砒素及びその	検液一リットルにつき砒素〇・〇
化合物	一ミリグラム以下であること。
ふっ素及びそ	の化合物
ベンゼン	検液一リットルにつきふっ素〇・
ほう素及びそ	の化合物
ポリ塩化ビフ	エンル
有機りん化合	物
別表第五（第三十一条第二項関係）	特定有害物質要件
の種類	カドミウム及土壌一キログラムにつきカドミウム
びその化合物	六価クロム化
合物	と。
シアン化合物	土壌一キログラムにつき遊離シアン
水銀及びその	化合物
セレン及びそ	の化合物
鉛及びその化	合物
砒素及びその	化合物
ふっ素及びそ	の化合物
ほう素及びそ	の化合物
の化合物	ミリグラム以下であること。
土壌一キログラムにつきふっ素四千	ミリグラム以下であること。
土壌一キログラムにつきほう素四千	ミリグラム以下であること。

[illegible]

二	原	位	置	封	込	め
イ	基準	不適合	土壌のあい	この項の中欄		
イ	土壌汚染の状況並びにその	変更のうち、障害				
イ	の他の汚染除去等計画の	物等が発見された				
イ	作成のために必要な情報	ことに起因する鋼				
イ	口 評価地点及び当該評	矢板その他の遮水				
イ	価地点に設定した理由	の効力を有する構				
イ	ハ 目標土壌溶出量及び	造物を設置する範				
イ	目標地下水濃度並びに当	囲の変更であつて、				
イ	該目標土壌溶出量及び当	目標土壌溶出量を				
イ	該目標地下水濃度に設定	超える汚染状態に				
イ	した理由	ある土壌の外側に				
イ	ニ 鋼矢板その他の遮水	ある範囲への変更				
イ	の効力を有する構造物を	ロ この項の中欄				
イ	設置する範囲及び深さ	ロの方法の変更の				
イ	ホ 目標土壌溶出量を超	ううち、当該トの結				
イ	える汚染状態にある土壌	果により、第二溶				
イ	の下に不透水層があるこ	出量基準に適合す				
イ	とを確認した結果	ることを確認でき				
イ	ヘ 鋼矢板その他の遮水	る方法への変更				
イ	の効力を有する構造物の					
イ	種類及び当該構造物を設					
イ	置する方法					
イ	第二溶出量基準に適					
イ	合しない汚染状態にある					
イ	土地にあつては、当該土					
イ	地を第二溶出量基準に適					
イ	合する汚染状態にある土					
イ	地とする方法及び当該方					
イ	法により第二溶出量基準					
イ	に適合することを確認し					
イ	た結果					
イ	チ トの方法により、第					
イ	二溶出量基準に適合する					
イ	汚染状態にある土地とし					
イ	たことを確認する方法					
イ	リ 構造物により囲まれ					
イ	た範囲の土地を覆う覆い					
イ	の種類、範囲及び厚さ					
イ	又 覆いの損壊を防止す					
イ	るための措置					
イ	ル 表面をコンクリート					
イ	又はアスファルトとする					
イ	ことが適当でないことを認					
イ	められる用途に用いられて					
イ	いる土地にあつては、必					
イ	要に応じりの覆いの表面					

を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ ヲ 地下水が目標地地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認する地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 ワ ヲの観測井を設置する方法 カ ヲの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 ヨ 構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点 タ ヲの観測井を設置する方法 レ ヲの確認を行う期間及び頻度	イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ 目標地土壌溶出量及び目標地土壌濃度並びに当該目標地土壌溶出量及び当該目標地土壌濃度に設定した理由 ニ 目標地土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ ホ 掘削を行う方法 ヘ 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により第二溶出量基準	イ この項の中欄の二に掲げる事項の変更のうち、目標地土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）又は不透水層であつても、透すもの浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更にあつて、新たに基準不適合土	三 遮水工封じ込め
---	--	--	-----------

に適合することを確認した結果	壤が帯水層に接することがない変更
トへの方法により、第	この項の中欄
二溶出量基準に適合する	の方法の変更の
汚染状態にある土壌とし	うち、当該の結
たことを確認する方法	果により、第二溶
チ 遮水工の種類及び当	出量基準に適合す
該遮水工を設置する方法	ることを確認でき
リ 遮水工が二重の遮水	する方法への変更
シートを敷設した遮水層	
と同等以上の効力を有す	
ることを確認した結果	
又 遮水工の内部に掘削	
された目標土壌溶出量を	
超える汚染状態にある土	
壌を埋め戻す方法	
ル 埋め戻しを行った場	
所を覆う覆いの種類、範	
囲及び厚さ	
ヲ 覆いの損壊を防止す	
るための措置	
ワ 表面をコンクリート	
又はアスファルトとする	
ことが適当でない」と認め	
られる用途に用いられて	
いる土地にあつては、必要	
に応じルの覆いの表面	
を覆う覆いの種類、範囲	
及び厚さ	
カ 実施措置を行う前の	
地下水の特定有害物質に	
よる汚染状態	
ヨ 地下水が目標地下水	
濃度を超えない汚染状態	
にあることを確認するた	
めの地下水の水質の測定	
を行うための観測井を設	
置する地点及び当該地点	
に当該観測井を設置する	
理由	
タ ヨの観測井を設置す	
る方法	
レ ヨの地下水の水質の	
測定の対象となる特定有	
害物質の種類並びに当該	
測定の期間及び頻度	
ソ 埋め戻しを行った場	
所の内部に雨水、地下水	

下同じ。）に排除する当該地下水の水質が排除基準に適合していることを確認する方法

へ 地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するため

の地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由

ト 観測井を設置する方法

チ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度

リ 地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法

二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

イ 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報

ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由

ハ 目標地下水濃度及び当該目標地下水濃度に設定した理由

ニ 透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えなない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備（であつて、地中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置する地点及び当該地点に当該透過性地

下水浄化壁を設置する理由	透過性地下水浄化壁を設置する方法 へ 透過性地下水浄化壁により汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にする方法及び当該方法により目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを確認した結果
ト 目標地下水濃度を超える汚染状態にある地下水が当該土地の地下水の評価地点より下流側に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由	チ 観測井を設置する方法 リ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 又 当該地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法
一 基準不適合土壌の掘削による除去	五 土壌汚染の除去 イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地については、評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ ロの土地にあつては、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量と透水性の不透明層があつても

標土壌溶出量及び当該目 標地下水濃度に設定した 理由 二 目標土壌溶出量を超 える汚染状態又は土壌含 有量基準に適合しない汚 染状態にある土壌を掘削 する範囲及び深さ ホ 掘削を行う方法 掘削された場所を基 準不適合土壌以外の土壌 若しくは口の土地にあつ ては、目標土壌溶出量を 超えない汚染状態かつ土 壌含有量基準に適合する 汚染状態にある土壌によ り埋める方法又は建築物 の建築若しくは工作物の 建設を行う場合等掘削さ れた場所に土壌を埋め戻 さない場合にあつては、 その旨 ト 掘削された目標土壌 溶出量を超える汚染状態 にある土壌を当該要措置 区域内に設置した施設に おいて浄化したもので埋 め戻す場合にあつては、 目標土壌溶出量を超えな い汚染状態にある土壌に する方法及び当該方法に より目標土壌溶出量を超 えない汚染状態となるこ とを確認した結果又は掘 削された土壌含有量基準 に適合しない汚染状態に ある土壌を当該要措置区 域内に設置した施設にお いて浄化したもので埋め 戻す場合にあつては、土 壌含有量基準に適合する 汚染状態にある土壌にす る方法及び当該方法によ り土壌含有量基準に適合 する汚染状態となること を確認した結果 チ 掘削された目標土壌 溶出量を超える汚染状態	つとも浅い位置に あるものより浅い 範囲及び深さへの 変更であつて、新 たに基準不適合土 壌が帯水層に接す ることがない変更 並びに土壌含有量 基準に適合しない 汚染状態にある土 地における土壌含 有量基準に適合し ない汚染状態にあ る土壌の外側にあ る範囲及び深さへ の変更 ロ この項の中欄 第一号に掲げるの 変更のうち、掘削 された目標土壌溶 出量を超える汚染 状態にある土壌を 目標土壌溶出量を 超えない汚染状態 にある土壌にする 方法の変更であつ て、当該土壌によ り、目標土壌溶出 量を超えない汚染 状態にある土壌に する方法及び当該 方法による土壌を 掘削された土壌含 有量基準に適合し ない汚染状態にあ る土壌を土壌含有 量基準に適合する 汚染状態にある土 壌にする方法の変 更であつて、当該 土壌の結果により 土壌含有量基準に 適合することを確 認できる方法への 変更
---	---

ロ 土壌溶出量基準に適い汚染状態にある 合しない汚染状態にある土壌を土壌含有量 土地にあつては、評価地基準に適合する汚 点及び当該評価地点に設染状態にある土壌 定した理由 ハ ロの土地にあつては、 目標土壌溶出量及び目標の結果により、土 地下水濃度並びに当該目壌含有量基準に適 標土壌溶出量及び当該目合することを確認 標地下水濃度に設定したでる方法への変 理由 ニ 目標土壌溶出量を超 える汚染状態にある土壌 を目標土壌溶出量を超え ない汚染状態にある土壌 とする範囲及び深さ又は 土壌含有量基準に適合し ない汚染状態にある土壌 を土壌含有量基準に適合 する汚染状態にある土壌 とする範囲及び深さ ホ 目標土壌溶出量を超 える汚染状態にある土壌 を目標土壌溶出量を超え ない汚染状態にある土壌 による方法及び当該方法 により目標土壌溶出量を 超えない汚染状態となる ことを確認した結果又は 土壌含有量基準に適合し ない汚染状態にある土壌 を土壌含有量基準に適合 する汚染状態にある土壌 による方法及び当該方法 により土壌含有量基準に 適合する汚染状態となる ことを確認した結果 ヘ ロの土地にあつては、 地下水が目標地下水濃度 を超えない汚染状態にあ ることを確認するための 地下水の水質の測定を行 うための観測井を設置す る地点及び当該地点に当 該観測井を設置する理由 ト 観測井を設置する方	更
---	----------------------------------

チ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間及び頻度 リ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認するための試料採取等を行う地点及び深さ並びに測定の対象となる特定有害物質の種類	イ この項の中欄の二に掲げる事項のうち、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層又は不透水層であつても、浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準に適合土壌が帯水層に接することがない変更
六 遮断工事の封じ込め イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由 ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ ホ 掘削を行う方法 ヘ 掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻すための構造物のうち仕切設備の種類及び当該仕切設備を設置する方法 ト 仕切設備が遮断の効力その他の要件を備えたものであることを確認した結果 チ 仕切設備の内部に、掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻す方法 リ 埋め戻しを行った後、仕切設備の開口部を覆いにより閉鎖する方法 ヌ 覆いが遮断の効力その他の要件を備えたもの	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由 ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ ホ 掘削を行う方法 ヘ 掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻すための構造物のうち仕切設備の種類及び当該仕切設備を設置する方法 ト 仕切設備が遮断の効力その他の要件を備えたものであることを確認した結果 チ 仕切設備の内部に、掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻す方法 リ 埋め戻しを行った後、仕切設備の開口部を覆いにより閉鎖する方法 ヌ 覆いが遮断の効力その他の要件を備えたもの

果 あることを確認した結	ル 覆いの埋め戻す基準	不適合土壌と接する面を 覆う材料並びに当該材料 が遮水の効力及び腐食防 止の効力を有する材料で あることを確認した結果	ヲ 覆いの構造	ワ 覆いの損壊を防止す るための措置	カ 表面をコンクリート 又はアスファルトとする ことが適当でないとき認 められる用途に用いられて いる土地にあつては、必 要に応じ覆いの表面を覆 う覆いの種類、範囲及び 厚さ	ヨ 実施措置を行う前の 地下水の特定有害物質に よる汚染状態	タ 地下水が目標地下水 濃度を超えない汚染状態 にあることを確認するた めの地下水の水質の測定 を行うための観測井を設 置する地点及び当該地点 に当該観測井を設置する 理由	レ タの観測井を設置す る方法	ソ タの地下水の水質の 測定の対象となる特定有 害物質の種類並びに当該 測定の期間及び頻度	ツ 構造物の内部に雨水、 地下水その他の水の浸入 がないことを確認するた めの観測井を設置する地 点	ネ ツの観測井を設置す る方法	ナ ツの確認を行う期間 及び頻度	
-------------------------	------------------------	--	--------------------	-----------------------------------	--	---	---	--------------------------------	--	---	--------------------------------	---------------------------------	--

めの地下水の水質の測定への結果により、
 を行うための観測井を設目標土壌溶出量を
 置する地点及び当該地点超えない汚染状態
 に当該観測井を設置するとすることを確認
 理由
 観測井を設置する方更
 できる方法への変

又 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 二 不溶化埋め戻し イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ 目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由 ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ ホ 掘削を行う方法 ヘ 掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果 ト への方法により、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法 チ 当該土地の区域内に目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とした土壌を埋め戻す方法	注
--	----------

[illegible]

土 壤 入 換 え	一 区域外土壌入換え 基準不適合土壌のあ る範囲及び深さ	一 区域外土壌入 換え
	ロ 土壌入換えを行う範 囲及び深さ	イ この項の中欄 第一号ロに掲げる 事項の変更のうち、 基準不適合土壌の 外側にある範囲へ の変更
ハ 当該土地の土壌を掘 削し、覆いを設けた際に 当該土地に建築されてい る建築物に居住する者の 日常生活に著しい支障 が生じないようにする方 法	二 区域内地壌入換 え	二 区域内地壌入 換え
	ニ 覆いの種類、範囲及 び厚さ	イ この項の中欄 第二号ロに掲げる 事項の変更のうち、 基準不適合土壌の 外側にある範囲へ の変更
ホ 覆いとして用いる土 壌が基準不適合土壌以外 の土壌であることを確認 した結果	二 区域内地壌入換 え	二 区域内地壌入 換え
	イ 基準不適合土壌のあ る範囲及び深さその他の 土壌汚染の状況並びにそ の他の汚染除去等計画作 成のために必要な情報	イ この項の中欄 第二号ロに掲げる 事項の変更のうち、 基準不適合土壌の 外側にある範囲へ の変更
ロ 土壌入換えを行う範 囲及び深さ	二 区域内地壌入換 え	二 区域内地壌入 換え
	イ 基準不適合土壌のあ る範囲及び深さその他の 土壌汚染の状況並びにそ の他の汚染除去等計画作 成のために必要な情報	イ この項の中欄 第二号ロに掲げる 事項の変更のうち、 基準不適合土壌の 外側にある範囲へ の変更
ハ 基準不適合土壌及び 地表から当該基準不適合	二 区域内地壌入換 え	二 区域内地壌入 換え
	イ 基準不適合土壌のあ る範囲及び深さその他の 土壌汚染の状況並びにそ の他の汚染除去等計画作 成のために必要な情報	イ この項の中欄 第二号ロに掲げる 事項の変更のうち、 基準不適合土壌の 外側にある範囲へ の変更

土質の水の地下水地下一	種類	措置	実施	別表第八（第四十条関係）	土盛	一	十	土壌のある深さより五十センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌の掘削の方法		
								二 掘削した基準不適合土壌を埋め戻す方法		
地下水質	地下	水質	汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定	イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定	ハ 盛土を行う方法	ニ 覆いの種類、範囲及び厚さ	ホ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果	ヘ モルタル等を覆いとして用いる場合にあっては、その理由	ト 覆いの損壊を防止するための措置	イ この項の中欄に掲げる事項の変更のうち、盛土を行う範囲の変更であって、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更

定 測 の												め 込 じ 封 置 位 原		二	
有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。												有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。		一	
ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。												ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。		二	
ハ 実施措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、イの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は一年に四回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。												ハ 実施措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、イの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は一年に四回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。		三	
二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定												二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定		四	
イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。												イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。		五	
ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。												ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。		六	
ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように												ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように		七	

性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。															
ニ 次のいずれかの方法により、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。															
(一) イの方法と同等以上の方法により、イにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ一メートルから一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定する方法															
(二) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壌の搬出に係る第六十一条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法															
(三) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合において、百立方メートル以下ごとに一点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに五つの土壌を採取し、当該五つの土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定する方法															
ホ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。															
ヘ ホの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。															

三 遮 水 工 封 じ 込 め												め 込 じ 封 置 位 原		二	
ト へにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。												ト へにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。		一	
チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でない認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。												チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でない認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。		二	
リ ホの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。												リ ホの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。		三	
又 ホの構造物により囲まれた範囲の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。												又 ホの構造物により囲まれた範囲の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。		四	
イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。												イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。		五	
ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。												ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。		六	
ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについて、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。												ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについて、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。		七	
ニ ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに一点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに五つの土壌を												ニ ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに一点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに五つの土壌を		八	

四 地下汚染の拡散

採取し、当該五地点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものを含める特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌であることを確認すること。

ホ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にハにより掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。

ヘ ホにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

ト ヘにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でない認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じヘにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。

リ ホにより埋め戻された場所にある地下水の下方側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。

又 ホにより埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止
イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出する

大の防止

か、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。

ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。

ニ ハの測定の結果を都道府県知事に報告すること。

二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止
イ 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ 評価地点及び目標地下水濃度を定めること。

ハ 当該土地において土壌汚染に起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。

ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。

又 ホにより埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止
イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出する

五 土壌汚染の除去

ホ ニの測定の結果を都道府県知事に報告すること。

一 基準不適合土壌の掘削による除去
イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌又はロの土地にあつては、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。

ニ ハにより掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、当該埋め戻す土壌について、当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに一点の土壌を採取したもので又は当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五地点の土壌を採取し、当該五地点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものを含める特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法又は同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、基準不適合土壌以外の土壌であること若しくはロの土地にあつては目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

ホ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハ又はニにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下方側の当該土地の周縁の一以上の地点に、土壌の埋め戻しを行わなかつ

た場合には掘削された場所にある地下水の下方側の当該土地の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に目標地下水濃度を超えない汚染状態にあるときに土壌汚染の除去を行う場合にあつては、目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを一回確認すること。

二 原位置での浄化による除去
イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

ハ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、イにより把握された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から特定有害物質を除去すること。

ニ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハの目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果の確に把握できると認められる地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により、特定有害物質の除去を行う場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌から

遮断工封じ込め		六
当該特定有害物質を除去した場合であつて、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあつては、当該地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの一回の確認とすることができる。		ホ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハの土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。		ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。
ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削すること。		ニ 当該土地に、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。
(一) 一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。		(二) 埋め戻す目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。
(三) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。		ホ ニにより設置した仕切設備の内部に、ハにより掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻すこと。
七 不溶化		ヘ ホにより土壤の埋め戻しを行った後、二の開口部を二(一)から(三)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。
一 原位置不溶化		ト ヘにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。		チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じヘにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。
ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。		リ ホにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。
又 ホにより埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。		二 不溶化埋め戻し
ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とすること。		イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。
ニ ハにより性状の変更を行った土壤について、百立方メートル以下ごとに五つの土壤を採取し、当該五つの土壤をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。		ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。
ホ ニにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。		ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とすること。
ヘ ニにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。		二 不溶化埋め戻し
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。		イ 当該土地の区域外へ基準不適合土壤のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。
ロ 当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。		ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
ハ イにより設けられた囲いの出入口(出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所)の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。		イ 当該土地の区域外へ基準不適合土壤のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。
一 区域外土壤入換え		ロ 当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。
イ 当該土地の土壤を掘削し、ロにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにすること。		ロ イにより設けられた囲いの出入口(出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所)の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。
ロ 当該土地のうち地表から深さ五十センチメートルまで基準不適合土壤のある範囲を、まず、砂利その他の土壤以外のものによって覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壤以外の土壤(当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壤を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等)により覆うこと。		ハ ロにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
ハ ロにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。		二 区域内土壤入換え
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。		イ 当該土地の区域外へ基準不適合土壤のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。
ロ イにより把握された基準不適合土壤のある範囲において、イにより把握された基準不適合土壤及び地表から当該基準不適合土壤のある深さより五十センチメートル以上深い深		ロ イにより設けられた囲いの出入口(出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所)の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。

該当なし

一 区域外土壌入換え イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合 にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置	ハ 土壌入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さ イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置
--	---

該当なし

ハ 土壌入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さ イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置 ハ 盛土を行う範囲又は厚さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は厚さ ニ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果	ハ 土壌入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さ イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置 ハ 盛土を行う範囲又は厚さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は厚さ ニ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果
--	--

様式第一（第一条第二項関係）

様式第一（第一條第二項関係）

土壌汚染防止調査報告書様式第一

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあるときは、その代表者の氏名

土壌汚染防止法施行規則(第五十二条)の規定による調査を行ったので、同条の規定により、次のとおり申請します。

工種又は事業種別の名称	
工種又は事業種別の範囲であった土地の所在	
使用が終了された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
調査年月日	
土壌汚染調査基準又は土壌汚染調査基準に準拠して調査した結果	
土壌汚染防止法調査の結果	
分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染防止調査を行った機関	
土壌汚染防止調査に添付した報告書	
土壌汚染防止法に基づく調査結果	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第二（第三条第四項関係）

様式第二（第三條第四項関係）

特定有害物質の搬入の通知申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあるときは、その代表者の氏名

土壌汚染防止法施行規則(第五十二条)の規定により、有害物質の搬入がある特定有害物質の搬入については通知を受けなければならず、次のとおり申請します。

工種又は事業種別の名称	
工種又は事業種別の範囲であった土地の所在	
使用が終了された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
調査年月日	
土壌汚染調査基準又は土壌汚染調査基準に準拠して調査した結果	
土壌汚染防止法調査の結果	
分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染防止調査を行った機関	
土壌汚染防止法に基づく調査結果	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格JISとすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格JISとすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 変更の場合にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを白書きすること。

様式第十(第四十二条の二第二項関係)

(表紙)

工事完了報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(市長)

報告者 近北又は名称及び住所並びに法人
 においては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第1条第4項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第2項各号に掲げ

備考 この図解の書き方は、日本商業規格44とすること

様式第十一(第四十二条の二第四項関係)

(背面)

実施確認完了報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
においては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第7条第9項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第4項に規定す
る事項を、次に示す。

様式第十三（第四十五条第一項関係）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十六（第四十九条の二第二項、第五十二条の六第一項及び第二項関係）	様式第十七（第五十二条の二第二項関係）
-------------------------------------	---------------------

様式第十八（第五十二条の五第一項関係）

様式第二十二（第五十八条第五項関係）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

都道府県(又は政令市)名

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

提出しようとする土壌の基準適合認定申請書

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 土壌の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の範囲を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

汚染土壌の区域外搬出経路調査

備考 この厚紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十八（第六十四条第一項関係）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 この月紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三十（第七十四条関係）

	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800	2900	3000	3100	3200	3300	3400	3500	3600	3700	3800	3900	4000	4100	4200	4300	4400	4500	4600	4700	4800	4900	5000	5100	5200	5300	5400	5500	5600	5700	5800	5900	6000	6100	6200	6300	6400	6500	6600	6700	6800	6900	7000	7100	7200	7300	7400	7500	7600	7700	7800	7900	8000	8100	8200	8300	8400	8500	8600	8700	8800	8900	9000	9100	9200	9300	9400	9500	9600	9700	9800	9900	10000
--	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三十一（第七十七条関係）

先ダリスト提出書		年 月 日
届出者住所等 (住所)	届出者 申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 届出者 にかあつては、その代表者の氏名 届出者	

土壤汚染対策法第14条第1項の規定による報告、申請、届出又は計画の提出に附し、提出すべき書類(その部分提出及び部分書類を含む。)に附するべき事項を記録した先ダリストを提出するもの(以下「提出書」とする。)

本提出書に添付されている先ダリストに記載された事項は、事実と相違ありません。

1. 先ダリストに記載された事項

2. 先ダリストと併せて提出される書類

備考 1 関係のときとは、日本国憲法第98条第2項に於けること。

2 提出の事項については、当該報告書、申請書、届出又は計画の提出の機関長等が記載すること。

3 「先ダリストに記載された事項」の欄には、先ダリストに記載されている事項を記載するもの(以下「提出書」とする。)

4 「先ダリストと併せて提出される書類」の欄には、当該報告書、申請書、届出又は計画の提出の機関長等が記載すること。

5 提出書に記載されている事項は、事実と相違ありません。

様式第三十二（第七十九条関係）

先ダリスト提出書		年 月 日
届出者住所等 (住所)	届出者 申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 届出者 にかあつては、その代表者の氏名 届出者	

土壤汚染対策法第14条第1項の規定による報告、申請、届出又は計画の提出に附し、提出すべき書類(その部分提出及び部分書類を含む。)に附するべき事項を記録した先ダリストを提出するもの(以下「提出書」とする。)

本提出書に添付されている先ダリストに記載された事項は、事実と相違ありません。

1. 先ダリストに記載された事項

2. 先ダリストと併せて提出される書類

備考 1 関係のときとは、日本国憲法第98条第2項に於けること。

2 提出の事項については、当該報告書、申請書、届出又は計画の提出の機関長等が記載すること。

3 「先ダリストに記載された事項」の欄には、先ダリストに記載されている事項を記載するもの(以下「提出書」とする。)

4 「先ダリストと併せて提出される書類」の欄には、当該報告書、申請書、届出又は計画の提出の機関長等が記載すること。

5 提出書に記載されている事項は、事実と相違ありません。

(備考)

1 関係のときとは、日本国憲法第98条第2項に於けること。

2 提出の事項については、当該報告書、申請書、届出又は計画の提出の機関長等が記載すること。

3 「先ダリストに記載された事項」の欄には、先ダリストに記載されている事項を記載するもの(以下「提出書」とする。)

4 「先ダリストと併せて提出される書類」の欄には、当該報告書、申請書、届出又は計画の提出の機関長等が記載すること。

5 提出書に記載されている事項は、事実と相違ありません。